

東日本大震災、そして、原子力発電所事故により被災された方へ、栄養改善活動を通して支援を行い、復興の一助になりたいと考えております。

特定非営利活動法人日本栄養改善学会

## 東日本大震災にかかる栄養改善活動のための支援 応募要項

### 1. 支援する栄養改善活動の対象

- 被災地の行政機関・県栄養士会対策本部の管理栄養士・栄養士等と連携・協働する活動
- 被災地（仮設住宅、高齢者・障害者等施設、在宅医療、避難所など）における栄養改善や栄養相談に関する活動

### 2. 応募資格

- (1) 個人・グループ・団体いずれも応募できる。
- (2) 申請者（グループ・団体の場合は代表者）の会員資格は問わない。  
ただし、活動グループには、会員が含まれていることが望ましい。

### 3. 支援金額

一件50万円から200万円程度。総額500万円。

※理事会で支援対象者を決定する。支援金は、平成23年中に提供する予定。

### 4. 実施する栄養改善活動の期間

申請の栄養改善活動に相応しい期間とし特に定めない。ただし、最長3年を目安とする。

### 5. 応募方法・応募締切

- (1) 所定の申請書（様式1～3、本学会ホームページからダウンロードすること）により、必要書類を一括して学会事務局に提出する。※提出書類は返却しない。
- (2) 平成23年11月30日（必着）締切

### 6. 申請書（様式1）の書き方

- (1) 記入場所は個人（グループ用）・団体（グループ用）に分かれているので、該当する方に記入すること。“グループ”の場合、その組織の形に合っている方に記入する。
- (2) 個人（グループ用）に記入した場合は、過去に実施した災害支援等を目的とする栄養改善活動の実績がわかるものを添付（書式は任意）する。
- (3) 団体（グループ用）に記入した場合は、その組織の概要（会則・役員名簿など）と活動実績（事業報告など）がわかるものを添付（書式は任意）する。
- (4) 「※日本栄養改善学会会員番号」欄は、該当する場合のみ記入する。
- (5) 個人（グループ用）の「活動メンバー氏名」欄が不足する場合は、A4サイズの用紙に同様に記入したものを添付する。

### 7. 活動の成果報告（含む会計報告）

活動の成果と支援金の使途について、書面により学会事務局に報告する。報告書の様式は特に定めない。報告の提出期限は、活動終了後3ヶ月以内を原則とする。

### 8. 問い合わせ・申請書類送付先

特定非営利活動法人日本栄養改善学会事務局

〒108-0073 東京都港区三田3-4-18 二葉ビル904号室

Tel 03-5446-9970 Fax 03-5446-9971 ※お電話での問合せは平日10時から17時をお願いします。

E-mail [kaizen@jade.dti.ne.jp](mailto:kaizen@jade.dti.ne.jp) URL <http://www.jade.dti.ne.jp/~kaizen>